

# 「香川県暴力団排除推進条例」の一部を 改正する条例（案）の概要について

（本条例改正案については検討途中であり、今後変更する場合があります）

## 条例改正の目的

本県においては、平成 23 年に香川県暴力団排除推進条例を施行し、県、市町、関係機関・団体、県民、事業者が相互に連携協力して暴力団排除を推進しています。

県民の皆様には、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったとき、県に対して情報を提供するように要請しているところ、報復や不利益を被る可能性を懸念し、なかなか情報提供ができない場合があるかと思えます。

そのような懸念を払拭し、より多くの方から暴力団排除に資する情報の提供がなされるよう条例第 10 条の改正を行います。

## 条例改正の概要

これまでの香川県暴力団排除推進条例第 10 条では、事業者で稼働する労働者や事業者に派遣されて稼働する派遣労働者の方等が、稼働先の役員、従業員、代理人その他の者について、暴力団排除通報（暴力団排除のために必要と思われる事実を県に通報すること。）をしたことに対して、その事業者が通報した人に解雇、降格、減給、派遣労働者の交代の要求、その他の不利益な取扱いをしてはならないとしていました。

この度、条例改正で、暴力団排除通報者として保護される方の対象について、労働者、派遣労働者に「特定受託業務従事者」を追加します。

そして、事業者は暴力団排除通報を行った特定受託業務従事者に対して、報酬の減額その他不利益な取扱いをしてはならないこととします。

### ※ 特定受託事業者

業務委託の相手方である事業者であって、次のいずれかに該当するもの

① 個人であって、従業員を使用しないもの

② 法人であって、代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

### ※ 特定受託業務従事者

上記①の個人及び②の法人の代表者